

業務仕様書

1 業務の名称

令和7年度 天竜区トンネル照明施設修繕業務

2 業務の目的

本業務は、浜松市土木部が所管するトンネル照明施設（天竜区管内）を迅速に修繕することにより、トンネル内での事故防止と明るさが創生する快適な走行空間の創出や治安維持を目的とし、「安全」「安心」「快適」なトンネルの保全を図る。

3 業務の対象

別紙、「天竜区トンネル照明施設修繕業務対象トンネル位置図」及び「天竜区トンネル照明施設修繕業務対象トンネル一覧」のとおり

4 適用

この仕様書は、天竜土木整備事務所の発注するトンネル照明施設修繕業務（以下「業務」という）の履行に関し適用する。

5 体制

受託者は、24時間常に業務が実施できる体制を整えること。

6 業務責任者

業務責任者（1級又は2級電気工事施工管理技士の国家資格を有するもの）を定め、委託業務着手届（様式 2-1）により委託者に届けること。これらの者を変更したときも、業務代理人・主任技術者・管理技術者変更届（様式 2-2）により届けること。

7 通報

受託者は、浜松市の管理するトンネル照明施設に異常を発見した場合、また第三者から通報・連絡があった場合は丁寧に対応し、その内容を速やかに監督員に報告し、その指示を受けるものとする。

8 業務の遂行

受託者は、監督員から指示を受けた場合は、速やかに調査を開始し、その状況を監督員に報告するものとする。監督員より修繕方法の指示を受け、速やかに修繕を行うこと。また、使用材料の入手困難により業務に時間を要する場合は、「修理中」であることを当該施設に表示するものとする。

9 監督員の立会い

ア 受託者は、監督員が立会いを指定した業務については、立会いを実施するものとする。

イ 受託者は、業務実施にあたり、必要な場合は、監督員の立会いを求めることができるものとする。

10 使用材料の承認

使用する材料は、着手前に監督員の承認を得るものとする。

11 不良材料の確認

不良となった材料の確認は、その資料（写真等）を監督員に提出するものとする。

12 提出写真

写真は履行の場所及び対象が判別できるものとし、「着工前」・「履行中」・「完了後」

にそれぞれ黒板に日付を入れて撮影したものを、写真帳に整理して提出するものとする。

13 トンネル照明の管理

トンネル照明には管理番号を記したステッカーが貼付されている。照明灯を交換した際は、管理番号を記したステッカーを更新するものとする。

14 トンネル台帳等の修正

完了後、トンネル台帳との内容に変更が生じた場合は、速やかに修正提出するものとする。

管理番号を記したステッカーとの内容に変更が生じた場合は、速やかに修正するものとする。尚、修正方法については監督員と別途協議するものとする。

15 安全等の確保

受託者は、業務の実施にあたって、交通に危険を及ぼす恐れがあるとき、又は関係者以外の立入りを禁止するときは、バリケード、保安ロープ、セフティーコーン、その他保安施設を設置若しくは交通誘導員を配置又はその他適切な措置を講じなければならない。尚、公安委員会が警備業法に基づき指定する対象路線（別紙①）に配置する交通誘導員は有資格者（一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員）とすること。

16 業務の実施及び完了報告

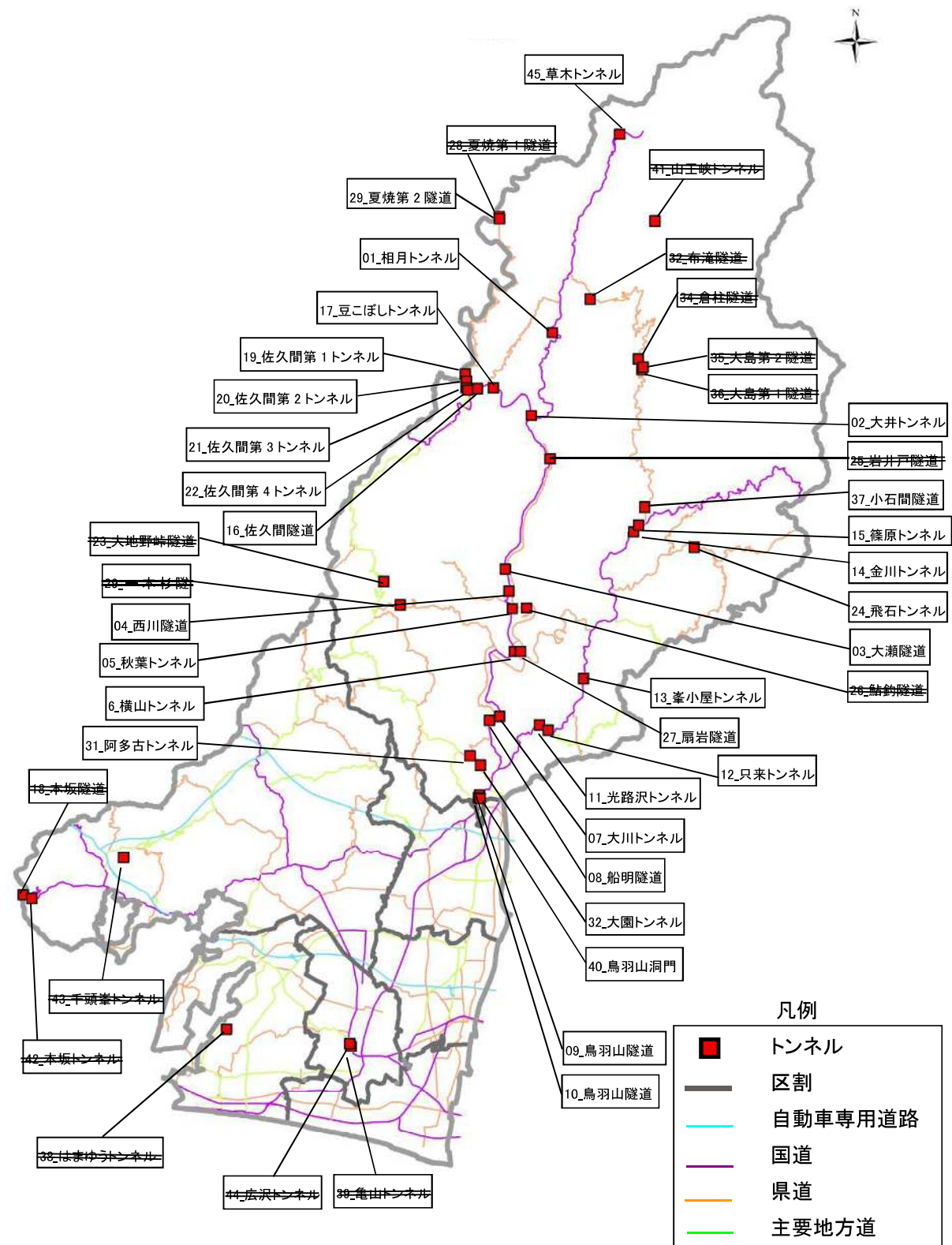
ア 受託者は、別に定める業務依頼書（様式3）により、依頼を受けた都度、速やかに業務を実施しなければならない。

イ 受託者は、各回の発注に係る業務が完了したときは、速やかに業務完了書（様式4（別表1を含む））、トンネル照明調査・修繕票（様式5）、トンネル照明配置図及び写真帳を提出しなければならない。また、条項第9条第1項により業務完了報告書を提出する際、業務実績報告書（様式6）、トンネル照明施設修繕業務完了報告書（様式7-1）を提出するものとする。

17 その他

委託者は、業務履行期間中1回以上、受託者が業務を履行する現場を視察するものとする。

天竜区トンネル照明施設修繕業務 対象トンネル位置図



天竜区トンネル照明施設修繕業務 対象トンネル一覧

番号	路線名	トンネル名		延長	灯数	低圧ナトリウム灯						LED灯					高圧ナトリウム灯					LED灯					蛍光灯	LED蛍光灯	
						NX35	NX35(非)	NX55	NX55(非)	NX90	NX135	NX180	NX35相当	NX35(非)	NX55相当	NX90相当	NX135相当	NHT110	NHT180	NHT220	NHT270	NHT360	NHT110相当	NHT180相当	NHT220相当	NHT270相当	NHT360相当	FLR40	FLR40相当
1	(国)152号	相月トンネル	佐久間町相月	479.0	118	33	11										42	32											
2	(国)152号	大井トンネル	佐久間町大井	143.7	56	20					36																		
3	(国)152号	大瀬隧道	龍山町大瀬	484.5	92	75						17																	
4	(国)152号	西川隧道	龍山町大瀬	523.0	82			38	6	9						4	6	11		8									
5	(国)152号	秋葉トンネル	龍山町大瀬	865.0	114	68		14		20		6	2		4														
6	(国)152号	横山トンネル	横山町	760.0	108	54	14	12		20	8																		
7	(国)152号	大川トンネル	大川	356.0	101	57		44																					
8	(国)152号	船明隧道	船明	265.0	45	11	5			12	6	5	4			2													
9	(国)152号	鳥羽山隧道	二俣町二俣	150.0	19												19												
10	(国)152号	鳥羽山隧道(歩行者)	二俣町二俣	158.4	54																				54				
11	(国)362号	光路沢トンネル	只来	90.0	51	9	2				28	12																	
12	(国)362号	只来トンネル	只来	338.0	150	56	5	44		2			40	3															
13	(国)362号	峯小屋トンネル	横川	260.7	100	68				6			8			18													
14	(国)362号	金川トンネル	春野町気田	113.9	23								23																
15	(国)362号	篠原トンネル	春野町豊岡	175.0	47	4	4						4	1			4	9	11	8			1	1					
16	(国)473号	佐久間隧道	佐久間町佐久間	196.0	44								32		12														
17	(国)473号	豆こぼしトンネル	佐久間町佐久間	303.0	79	55				24																			
19	(主)飯田富山佐久間線	佐久間1号トンネル	佐久間町佐久間	392.4	58					18	8	32																	
20	(主)飯田富山佐久間線	佐久間2号トンネル	佐久間町佐久間	258.6	52	24		4		16	8																		
21	(主)飯田富山佐久間線	佐久間3号トンネル	佐久間町佐久間	143.3	39	9		8		12	10																		
22	(主)飯田富山佐久間線	佐久間4号トンネル	佐久間町中部	245.7	69	57		12																					
24	(一)春野下泉停車場線	飛石トンネル	春野町筏戸大上	262.5	73	20	2	23		5			9	2	9	3													
27	(一)大輪天竜線	扇岩隧道	東雲名	136.5	5	5																							
29	(一)大嵐佐久間線	夏焼第2隧道	水窪町奥領家	1232.7	32																					32			
31	(一)両島二俣線	阿多古トンネル	両島	216.0	48		2	10		24			6	2		4													
32	(一)両島二俣線	大蘭トンネル	二俣町大蘭	150.0	54	6		6		16	16		2	2	2	4													
37	(一)水窪森線	小石間隧道	春野町豊岡	661.0	55	51				3	1																		
40	(市)天竜北鹿島城下線	鳥羽山洞門	二俣町二俣	137.8	16																				16				
45	(国)152号	草木トンネル	水窪町奥領家	1311.0	191	69	69										21	19	13										
	計			10808.7	1975	751	114	215	6	187	121	12	184	16	23	33	2	71	85	35	8	8	0	1	1	0	0	70	32
						865		221					200																

特記仕様書（交通誘導員）

- 1 本業務委託を実施する一部の路線（静岡県公安委員会告示第 69 号）は「警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）」第 2 条の表の 6 に規定される、公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務を行う路線である。
- 2 請負業者は、交通誘導員のうち 1 人は有資格者（平成 17 年警備業法改正以降の交通誘導業務にかかる 1 級又は 2 級検定合格者）としなければならない。
- 3 請負業者は有資格者の配置にあたっては、公安委員会の検定資格の写しを、監督員に提出しなければならない。

静岡県公安委員会告示第69号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、静岡県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和3年4月1日から施行する。

なお、警備員等の検定等に関する規則第2条の表の6の項の上欄の規定により静岡県公安委員会が認める交通誘導警備業務（平成27年静岡県公安委員会告示第27号）は、令和3年3月31日限り廃止する。

令和2年10月20日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

	路線	区間
1	一般国道1号	静岡県内全域
2	一般国道135号	静岡県内全域
3	一般国道136号	静岡県内全域
4	一般国道139号	静岡県内全域
5	一般国道150号	静岡県内全域
6	一般国道152号	静岡県内全域
7	一般国道246号	静岡県内全域
8	一般国道257号	静岡県内全域
9	一般国道362号	静岡県内全域
10	一般国道414号	静岡県内全域
11	県道22号 三島富士線	静岡県内全域
12	県道24号 富士裾野線	静岡県内全域
13	県道27号 井川湖御幸線	静岡県内全域
14	県道34号 島田吉田線	静岡県内全域
15	県道37号 掛川浜岡線	静岡県内全域
16	県道45号 天竜浜松線	静岡県内全域
17	県道61号 浜北袋井線	静岡県内全域
18	県道62号 浜松雄踏線	静岡県内全域
19	県道65号 浜松環状線	静岡県内全域
20	県道67号 静岡清水線	静岡県内全域
21	県道74号 山脇大谷線	静岡県内全域
22	県道76号 富士富士宮由比線	静岡県内全域

23	県道163号 東柏原沼津線	静岡県内全域
24	県道261号 磐田細江線	静岡県内全域
25	県道354号 静岡環状線	静岡県内全域
26	県道380号 富士清水線	静岡県内全域
27	県道381号 島田岡部線	静岡県内全域
28	県道394号 沼津小山線	静岡県内全域
29	県道396号 富士由比線	静岡県内全域
30	県道407号 静岡草薙清水線	静岡県内全域
31	県道413号 磐田袋井線	静岡県内全域
32	県道414号 富士富士宮線	静岡県内全域

令和 年 月 日

委託者 浜松市長 中野祐介

受託者	住所又は所在地 商号又は名称 代表者
-----	--------------------------

次のとおり実施したいので、契約書条項第7条の規定により提出します。

記

[illegible]

様式 2-1

所 長	副所長	グループ長	担 当

令和 年 月 日

発注者 浜松市長

住所又は所在地

受注者 商号又は名称

代 表 者

委 託 業 務 着 手 届

次のとおり委託業務に着手するので、契約書条項第7条の規定により届け出ます。

記

委 託 業 務 の 名 称	(課名) (番号) 第 号
委 託 業 務 の 場 所	浜松市 地内
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
履 行 期 間	着手 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日
業 務 委 託 料	

☐ 業 務 代 理 人 ☐ 主 任 技 術 者 ☐ 管 理 技 術 者	氏名	法令による免許等又は経歴
	職名	
☐ 業 務 代 理 人 ☐ 主 任 技 術 者 ☐ 管 理 技 術 者 ☐ 照 査 技 術 者	氏名	法令による免許等又は経歴
	職名	

所 長	副所長	グループ長	担 当

令和 年 月 日

発注者 浜松市長

住所又は所在地

受注者 商号又は名称

代 表 者

業務代理人・主任技術者・管理技術者変更届

標記の技術者を変更したいので、契約書条項第7条の規定により次のとおり届け出ます。

記

委 託 業 務 の 名 称	(課名) (番号) 第 号		
履 行 場 所	浜松市 地内		
契 約 年 月 日	令和 年 月 日	業 務 委 託 料	
履 行 期 間	着手 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日		
変 更 前	氏名	法令による免許等又は経歴	
	職名		
変 更 後	氏名	法令による免許等又は経歴	
	職名		

様式 3

第 号

(受託者)

様

天竜土木整備事務所
所長

業 務 依 頼 書

下記のとおり業務を依頼します。

記

1. 名 称 令和7年度 天竜区トンネル照明施設修繕業務
2. 路 線 名 国道・県道・市道 号線
3. 場 所 浜松市天竜区 町 地先
4. トンネル名
5. 依 頼 日 令和 年 月 日
6. 業務内容 単価表工種番号
工種名

監督員 技術職員

様式 4

第 号

天竜土木整備事務所
所長

(受託者)

業 務 完 了 書

下記のとおり業務を完了したのでお届けします。

1. 名 称 令和7年度 天竜区トンネル照明施設修繕業務
2. 路 線 名 国道・県道・市道 線
3. 場 所 浜松市天竜区 町 地先
4. トンネル名
5. 作 業 日 時 令和 年 月 日 ()
令和 年 月 日 ()
6. 業務内容 単価表工種番号
工種名
7. 業務責任者

上記業務委託の検査をいたしました。

令和 年 月 日
検査員職氏名 技術職員

別 表 1

指示内容	工種名	工種番号	数量	単位	単価	金額
業務価格計						

監督員確認 技術職員

消費税については、積算時に集計する。

- * 指示の際には指示内容、工種名、工種番号までを記入する

- * 業務完了の時は、数量、金額、積算基礎を記入する。

- * 監督員は確認のうえ、押印する。

トンネル照明調査・修繕票

(様式5)

トンネル名		引込柱番号	
設置箇所	浜松市 天竜区 地内		
住宅地図	天竜区 P - -		
路線名	国道・県道 線		
依頼年月日	令和 年 月 日		
調査年月日	令和 年 月 日		
修繕年月日	令和 年 月 日		

会社名 (担当者)		電話 FAX	
--------------	--	-----------	--

市担当 (担当者)	天竜土木整備事務所天竜龍山土木G	電話 FAX	053-922-0026 053-926-1566
--------------	------------------	-----------	------------------------------

※ 現地調査後は、修繕方法等について速やかにご報告ください。

【修繕箇所】

照明方式	種類	点灯方式	設置方式	現況	修繕状況	内容
☐ 基本照明 ☐ 基本照明(停電時照明) ☐ 入口部照明 ☐ 分合流部照明 ☐	☐ 水銀灯 ☐ ナトリウム灯 ☐ メタルハライド灯 ☐ 蛍光灯 ☐ LED灯 ☐	☐ 常時点灯 ☐ 晴天時点灯 ☐ 曇天時点灯 ☐ 深夜消灯 ☐	☐ 天井取付型 ☐ 壁面取付型(千鳥) ☐ 壁面取付型(向合せ) ☐	☐ 不点灯 ☐ 昼間点灯 ☐	☐ 完了 ☐ 材料手配中 ☐ 報告 ☐	☐ 管球交換 ☐ 灯具交換 ☐ 安定器交換 ☐

(備考) ・使用材料 ランプ: 安定器: ・灯具 亀裂・腐食・変形、欠損・がたつき 度合い 小 ・ 中 ・ 大 緊急性 有 ・ 無 ・取付金具 破断・亀裂・腐食・変形、欠損・がたつき 度合い 小 ・ 中 ・ 大 緊急性 有 ・ 無 ・ボルト等 破断・緩み、脱落・亀裂・腐食 度合い 小 ・ 中 ・ 大 緊急性 有 ・ 無 ・その他	(位置図添付)	(写真添付)
---	----------------	---------------

様式

令和 年 月 業務実績報告書

報告日 令和 年 月 日

受託者

業務責任者

令和7年度 天竜区トンネル照明施設修繕業務

[illegible]

トンネル照明施設修繕業務完了報告書

令和 年 月 日

浜松市長 中野 祐介

受託者 住所
氏名

業 務 委 託 名 令和7年度 天竜区トンネル照明施設修繕業務
委 託 期 間 自 令和7年 月 日
至 令和8年3月31日

下記の通り 月～ 年度の業務委託が完了しましたので報告致します。
記

年 月	金 額	累 計 金 額	備 考
令和 7年7月 分			
8月 分			
9月 分			
第一回請求金額			
10月 分			
11月 分			
12月 分			
第二回請求金額			
令和 8年1月 分			
2月 分			
3月 分			
第三回請求金額			
合 計			

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長 中野 祐介

住所又は
所 在 地

受託者

氏名又は
名 称

業務完了報告書（〇〇月）

浜松市契約規則第 3 7 条の規定により、次のとおり業務を完了したので、届け出します。

記

業務の名称	令和 7 年度 天竜区トンネル照明施設修繕業務
業務の場所	浜松市天竜区管内
契約年月日	令和 年 月 日
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
前回までの完了年月日	令和 年 月 日（〇〇月まで）
今回完了年月日	令和 年 月 日（〇〇月分）
契約金額(単価)/(単位)	契約書のとおり
前回までの作成数量（実績）	〇件（〇〇月まで）
今回作成数量（実績）	〇件（〇〇月分）
備考	この業務の従事者に対する賃金等の労働条件や労働環境については、最低賃金法等の関連法令を遵守し適正に確保（ した ・ しなかった ） ことを報告する。